

【旅費規程】

第1条 会長は、会務のため役員及び会員に出張を命ずることができる。

第2条 前条により出張する場合は、旅費を支給する。

第3条 この規程における旅費は、鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、旅行雑費について適用する。

第4条 旅費は、原則として勤務地又は居住地を起点とし、最も経済的な通常の経路および方法により計算する。ただし、業務上必要と推認できる場合又は天災その他やむを得ない事情による場合は、この限りではない。

2 旅費の請求及び精算は、所定の旅費請求・精算書の提出を必要とする。

3 特別な事由による出張の場合は、第1項、第2項にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

第5条 他の団体から旅費が支給される場合は、この限りではない。

第6条 この規程の改廃は、理事会において決定し総会に報告しなければならない。

附 則

1 この規程は、一般社団法人長崎県診療放射線技師会の設立の登記の日から施行する。